

小右記 寛和元年三月十八・廿日条

[原]

十八日、壬戌、雨、假三箇日、治病、午後天晴、騎馬參清水寺、歸次寄小野宮、頃之歸宅、從今日四箇日物忌也、

廿日甲子、早朝參院、依物忌修諷誦、殿上人各出一種物・飲食、召御前被蹴鞠、入夜罷出、

[読]

十八日、壬戌（じんじゅつ）、雨、假（け）三箇日（さんかび）、＜治病（ちびょう）¹＞、午後天（てん）晴れ、騎馬して清水寺に参る²、歸る次（つい）でに小野宮に寄る、頃之（しばらくして）³、歸宅す、今日従り四箇日物忌（しかびものいみ）⁴也、

廿日、甲子（こうし）、早朝参院、物忌に依りて、諷誦（ふじゅ）を修（しゅう）す、殿上人、各（おのおの）、一種物（いっすもの）を出（いだ）して飲食す、御前（ごぜん）に召して蹴鞠（けまり）をせらる、夜に入りて罷り出づ、

[現]

十八日、壬戌。雨。三日間の暇（いとま）をいただいた。＜病を治すためである。＞午後より晴れる。馬で清水寺⁵に参った。（そして、清水寺から）帰る途中に小野宮⁶に寄った。暫くして帰宅した。今日から四日間物忌である。

¹ 病を治す事。

² または、参（さん）ず。

³ 「しばらくして」という意味で、「けいし」とも読む。『大漢和辞典』

⁴ 1) 法事や法会等に関係する者が、ある期間、飲食物や肉欲などを断ち、沐浴する等して身心の穢れを除き去る事。2) 夢見の悪い時や物の怪に取り憑かれた時等、陰陽師の判断によって一定の期間、家また特定の建物にこもって謹慎する事。『日本国語大辞典』 vol. 12, p. 1343

⁵ 清水寺：二ページの Fig. 1 参照。京都市東山区清水一丁目にある。十一面観音像を本尊とし西国三十三所の第十六番の札所でもある。創建時代はさだかではないが、大和国高取の子島寺（南観音寺）の僧延鎮が清水滝落ちるこの地に至り、坂上田村麻呂の助勢を借りて草設し、延暦二十四年（805）十月に田村麻呂は寺辺の山地を賜って寺観を整備した。

⁶ 小野宮：三ページの Fig. 2 参照。大炊（おほひ）御門大路の南、烏丸（からすまる）小路の西にあった邸宅。現在の京都商工会議所（京都市中央区烏丸通）の地。名称は文徳天皇の皇子で山城国小野に住んだので小野宮・小野親王と呼ばれた惟喬親王の邸があったことによるという。後に藤原実頼領に、そして養子実資に受け継がれる。其の後は実資娘の千古に（他の財産と大部分とともに）譲渡される。『国史大事典』 p. 894

廿日甲子、早朝に（円融）院のもとに参った。物忌であつたので、諷誦を行かせた。⁷（院の）殿上人はそれぞれ一種物を出し合つて飲んだり食べたりした。

（院は殿上人を）御前に召されて蹴鞠をなされた。（私は）夜になって退出した。

[英]

18th day, *mizu no e, inu*. Rain. I have permission to take three days of rest <to cure my illness>.⁸

Sunny in the afternoon. I visited Kiyomizu Monastery-Temple⁹ on horseback. On the way back (from the temple,) I stopped by the Ono-no-miya residence,¹⁰ and a little while later, I returned home. Today I will begin to observe a four-day period of abstinence due to a taboo.

20th day, *kino e, ne*. In the early morning, I paid a visit to the retired sovereign. (I) donated provisions for Buddhist services because of my period of abstinence due to a taboo.

Each royal intimate brought delicacies, which (we) ate and drank. (The sovereign) summoned (us, his intimates) and had us play kick ball.¹¹

When night fell, I withdrew (from the retired sovereign's presence).



Fig. 1 Kiyomizu Monastery-Temple (清水寺)

⁷ 実資の家での私的な諷誦を指す。

⁸ Fujiwara no Sanesuke received permission to visit the sovereign's residential palace in order to serve him.

⁹ See Fig. 1 on page 2.

¹⁰ See Fig. 2 on page 3.

¹¹ “*kemari*” is translated as “kickball” by Shiveley, D. and W. McCullough (ed.). *The Cambridge History of Japan, Volume 2: Heian Japan*.

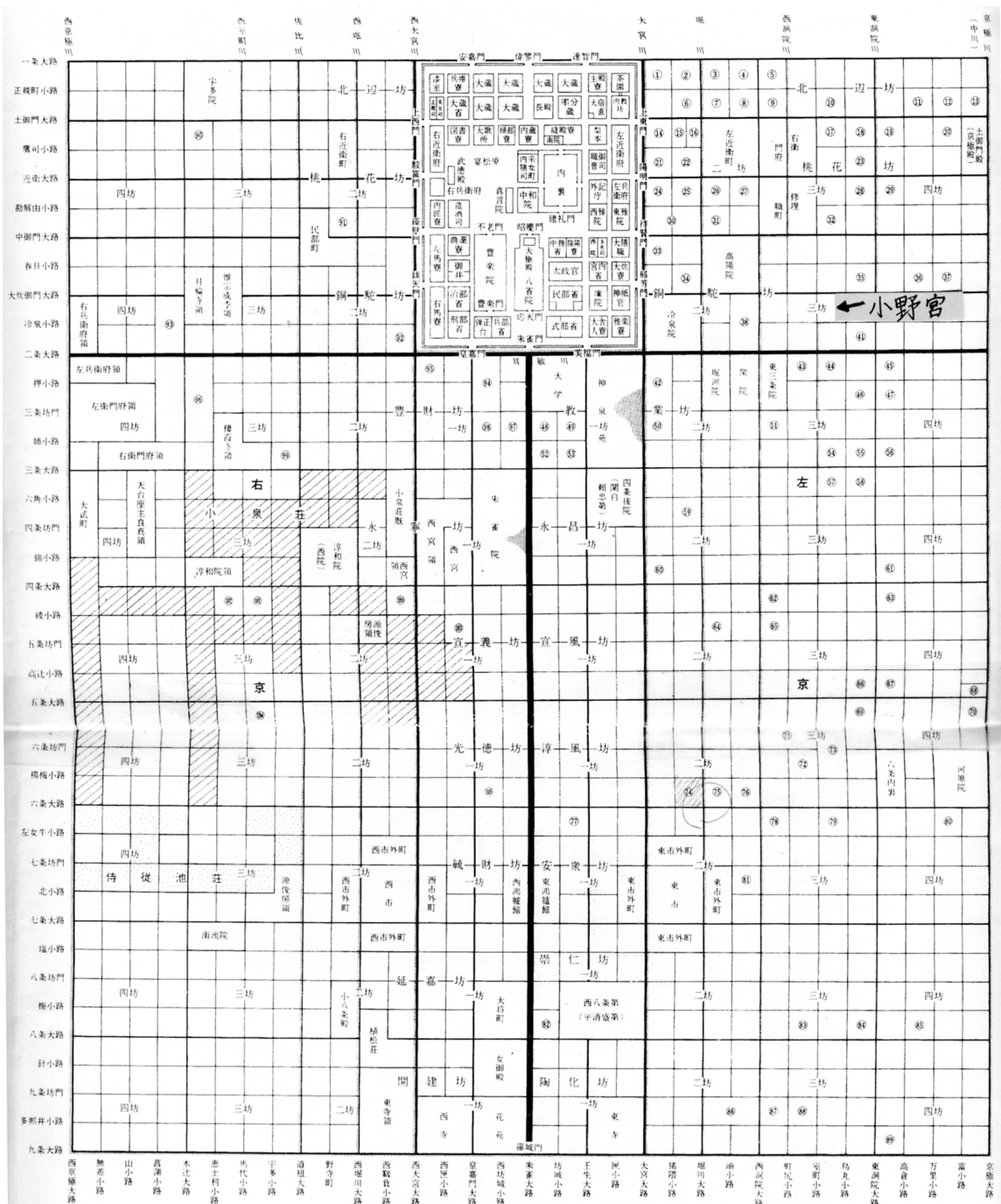


Fig. 2 Ono-no-miya (小野宮) residence